

これまでの事例

命令年度	事例概要
平成19年度 排除命令	<p>A社は、「シルクわた掛け布団」と称する商品、「シルクわた敷き布団」と称する商品、シルク（わた）100%掛け布団、シルク（わた）100%敷き布団、「シルク100%ジャガード柄毛布」と称する商品、シルク100%ワッフル織り肌掛け、「シルクブルゾン」と称する商品、「高級シルクパジャマ」と称する商品、「高級シルクトランクス」と称する商品及び「シルクタートルセーター」と称する商品を一般消費者に販売するに当たり、平成18年1月頃以降一般日刊紙等の新聞紙に掲載した広告において、例えば、平成19年6月17日付け読売新聞にあつては、「高級シルクパジャマ」と称する商品について「本日から5日間だけの 愛用者70万人突破 感謝価格」、「高級シルクメンズパジャマ 2,800円 締切日以降は8,400円になります」等と、シルク（わた）100%掛け布団について「シルク掛け布団が（期間限定感謝価格） 本日より5日間 5,980円 締切日以降は42,000円となります」等と記載するなどして、購入締切日を指定して販売価格を表示するに当たり、当該販売価格に比し著しく高い価格を当該締切日以降の販売価格として表示し、これを比較対照価格として併記しているが、当該締切日以降において比較対照とした価格で販売した実績はないものであり、実際の販売価格が著しく安いかのように表示をしていたものであった。</p>
平成29年度 措置命令	<p>B社は、「三菱電機 1台4役！ かんたん録画テレビ“リアル”<32V型>」及び同「40V型」（以下「本件40型テレビ」という。）と称するテレビ（以下、併せて「本件テレビ」という。）並びに「甘くてぷりっぷり！特大ずわいがに一番脚肉むき身&かに爪<計1.1kg>」と称するずわいがに（以下「本件ずわいがに」といい、以下、本件テレビと併せて「本件3商品」という。）を一般消費者に販売するに当たり、本件テレビについては、平成28年12月9日、平成29年1月2日から同月7日までの間、同年3月20日及び同年4月23日の各期間に、本件ずわいがにについては、平成28年12月13日に、地上波放送、CS放送又はBS放送を通じて放送したテレビショッピング番組（において、各セール企画として、実際の販売価格に当該価格を上回る「明日以降」又は「期間以降」と称する価額を併記した映像を放送することにより、あたかも「明日以降」又は「期間以降」と称する価額は、本件3商品について当該セール企画終了後に適用される通常の販売価格であつて、実際の販売価格が当該価格に比して安いかのように表示していた。</p> <p>実際には、本件3商品が各セール企画終了後に販売される期間は2日間又は3日間のみであつて、ごく短期間のみ「明日以降」又は「期間以降」と称する価額で販売するにすぎず、当該価額での販売実績もB社において実質的に問われないものであつて、将来の販売価格として十分な根拠のあるものとは認められない。</p>